

平成23年8月11日

99条乃會『國民ウォッチャー見張り番』  
西村様

京都市公益通報処理窓口  
〔担当 行財政局コンプライアンス推進室〕  
〔電話 075-222-4069〕

平成23年6月22日付けで通報いただいた件について、下記のとおり回答致します。

## 記

### 1 通報内容

(1) 在日本朝鮮人総聯合会京都府本部（以下「総連本部」という。）の施設は京都市から固定資産税の非課税の処置を受けている。この処置は地方税法第358条第1項及び第3項違反であると考え、住民監査請求を行ったが、その結果は、「同施設は地域住民に開放されている公民館とみなされるものであり、非課税の処置を行うことは違法ではない。」というものであった。

その後、住民監査請求の結果を受けて同施設に使用申込みをしたところ、使用を拒否されたため、右京区役所固定資産税課の山本課長に伝えたが、山本課長は、非課税の処置を見直そうとしない。

総連本部が施設を地域住民に対して開放しているとの説明は明らかに虚偽であり、固定資産税の非課税の処置を受けていることは、地方税法に違反している。

(2) 平成18年10月22日、京都朝鮮第一初級学校が勧進橋児童公園（以下「本件公園」という。）において創立60周年記念式典を行ったが、本件公園の使用について適法な使用許可を得ていなかった。このような式典に総務局国際化推進室（現在は総合企画局国際化推進室。以下「国際化推進室」という。）及び教育委員会学校指導課（以下「学校指導課」という。）が後援を出し、管理職が来賓として出席するのは問題である。この点について、国際化推進室及び教育委員会に質問をしたところ、使用許可を得ていなかったことを認識していなかったとの回答があったが、管理職が式典に来賓として出席し、祝辞も述べていたにもかかわらず、知らなかったというのはいり得ない。

## 2 調査結果

(1)について、

御指摘の問題につきましては、現在、京都地方裁判所において係争中であり（平成21年（行ウ）第42号）、本市としては裁判の推移を見守っているところです。訴訟になった以上、最終的には裁判所の判断に委ねるべきことから、公益通報処理窓口としての判断は差し控えさせていただきます。

(2)について

上記式典の開催に対し、京都市及び京都市教育委員会が後援を行っていたこと並びに本市職員が式典の会場を訪れていたことは事実です（ただし、来賓として出席したものではありません。）。

しかしながら、一般的に催物の後援を行うに際し、後援の手続を行う担当部署において、催物の主催者が会場の使用許可の手続を適正に行っているかまでの確認はしておりません。

本件においても、国際化推進室及び学校指導課は、後援を行った当時、主催者である京都朝鮮第一初級学校が本件公園の使用許可の手続を行っていないことを認識していなかったとのことです。

また、本件公園を所管する建設局にも確認をしましたが、当時、使用許可の手続を取らずに上記式典が行われることをあらかじめ認識していたとの事実は確認できず、また本件公園の使用許可がなされていないことを国際化推進室又は学校指導課に情報提供したような事実も確認できませんでした。

以上から、上記式典に対し、上記両部署が会場の使用許可の手続がなされていないことを認識しながら後援し、来賓として出席したとの事実を確認することはできませんでした。